

筑西市土砂等による 土地の埋立て等の規 制に関する条例の 手引き

筑西市市民環境部環境課

令和2年1月

1 はじめに

土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全と生活環境の保全を図ることを目的に、筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を改正し平成29年6月1日から施行されました。

2 許可が必要となる土地の埋立て等について

土地の埋立て等を実施する場合は、予め許可を受ける必要があります。無許可で土地の埋立て等を行った場合は、撤去などの措置命令や処罰の対象になりますので、必ず許可を取得してから実施してください。

(1)許可が必要となる土地の埋立て等

事業区域の面積が 5,000 平方メートル未満の土地の埋立て等で、事業区域以外から採取した土砂等を用いて土地の埋立て等を行う場合は許可の取得が必要となります。

5,000 平方メートルを超える場合は茨城県知事の許可が必要となります。ただし 5,000 平方メートルを超えない場合でも、過去に事業区域に近接する場所で土地の埋立て等を行い、今回と同一事業とみなされるときは茨城県知事の許可が必要となります。

(2)許可が不要となる土地の埋立て等

上記(1)を満たす場合であっても下記の土地の埋立て等については許可の取得は必要ありません。

①東日本高速道路株式会社、都市再生機構、日本下水道事業団、中小企業総合事業団、土地改良区連合、土地区画整理組合、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人が行う事業

②①に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力を有する者として市長が認める者が行う事業

③都市計画法第 29 条第 1 項の規定による許可、第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議、第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可、第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可、第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可（同条第 2 項の規定により許可があったものとみなす場合を含む。）、第 43 条第 1 項の規定による許可（同条第 3 項の規定により許可があったものとみなす場合を含む。）、第 52 条の 2 第 1 項の規定による許可（同法第 57 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 53 条第 1 項の規定による許可又は都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条の規定による証明書の交付を受けて行うもの（いずれの場合も、当該許可等に係る敷地面積が 500 平方メートル以下のものに限る。）

- ④建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けて行う次に掲げるもの
- ア 自己の居住又は使用の用に供する住宅の建築
- イ 建築物の増築又は改築（当該建築物の敷地について区画形質の変更がないものに限る。）
- ⑤採石法第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づくもの
- ⑥砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づくもの
- ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行うもの
- ⑧土地区画整理法第76条第1項の規定による許可により行うもの
- ⑨道路法第24条の規定による承認若しくは同法第32条第1項又は第91条第1項の規定による許可により行うもの
- ⑩都市公園法第6条第1項の規定による許可により行うもの
- ⑪河川法第24条、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項又は第58条の6第1項の規定による許可により行うもの
- ⑫急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可により行うもの
- ⑬農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可により行うもの
- ⑭農地法施行規則第29条第1号の規定に該当するもの
- ⑮筑西市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定による許可により行うもの
- ⑯土地の埋立て等を施工する前から事業区域内に存する土砂等により行うもの

⑰運動場、駐車場その他の施設（農地を除く。）の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行うもの

⑱宅地内において当該宅地に居住する者が庭の造成又は管理のために行うもの

3 許可の基準について

許可を受けるためには、以下に掲げる基準をすべて満たしていなければなりません。

(1)事業区域の面積が 5,000 平方メートル未満であること。

(5,000 平方メートルを超える場合は茨城県知事の許可が必要となります。)

(2)土地の埋立て等の施工期間が 1 年を超えないこと。

(3)事業に用いる土砂等が茨城県内又は筑西市と隣接する市（真岡市、小山市（2020 年現在））の一の地点で発生し、事業区域に直接搬入されるものであること。

(4)用いる土砂等が次のいずれにも該当すること。

ア．第 1 種建設発生土、第 2 種建設発生土、第 3 種建設発生土の土質に該当すること。

イ．改良土を含まないこと。

土にセメント、石灰等を混合し科学的安定処理したものを改良土とい
います。汚泥等を処理したものも含まれますが、処理が適切に行われな
かった場合周囲の環境に悪影響を及ぼす可能性があります。そのような
事態を事前に防止するため改良土の使用を全面的に禁止とします。

(5)事業区域および土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の
状態が市規則で定める基準に適合するものであること。

許可申請の際に実施する土壌検査は、「土壌の汚染に係る環境基準に
ついて（平成 3 年環境庁告示第 4 6 号）」に準じて検査しています。ま
た、水素イオン濃度（pH）の基準値（4.0 以上 9.0 未満）を規定してい
ます。

(6)土地の埋立て等の施工に関する計画が、市規則で定める技術上の基準に適合して
いること。

(7)事業区域の周辺の地域の生活環境の保全並びに土壌の汚染及び災害の発生の防止
のために必要な措置が、市規則で定める基準に適合していること。

(8)事業区域の周辺住民の理解を得ていること。(事業区域から 100 メートル以内の住民を対象に説明会または文書により周知)

(9)申請者、施工者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア. 土地の埋立て等について、適正な施工に必要な信用又は資力を有しないと認めるに足りる相当の理由のある者
- イ. 法令、他の地方公共団体の条例又はこの条例（以下この項において「法令等」という。）の規定により土地の埋立て等その他これに類する許可等を受けた後に当該許可等が取り消され、当該許可等を取り消された日から 5 年を経過していない者
- ウ. 法令等の規定により土地の埋立て等その他これに類する事業について改善等の措置命令等を受け、かつ、当該措置を完了していない者
- エ. アからウまでに掲げるもののほか土地の埋立て等について不正又は不誠実の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ. 筑西市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者
- カ. 法人であってその役員のうち暴力団員等がある者
- キ. 暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し、又はかつて有していた者
- ク. 精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ケ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- コ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- サ. 土地の埋立て等その他これに類する事業又は行為により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

4 事業を行う者等の責務について

事業を行う者、土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する業務を行う者、事業区域所有者それぞれの責務について、次のように定めています。

(1)事業を行う者の責務

- ・事業区域の周辺地域の生活環境を保全し、並びに土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ・土地の埋立て等に当たっては、事業区域所有者及び事業区域が隣接する土地の所有者の同意等を得なければならない。
- ・事業区域の周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。
- ・土地の埋立て等により道路その他の公共施設を破損した場合は、速やかに原状に回復しなければならない。
- ・土地の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(2)土砂等を発生させる者の責務

- ・発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合、当該事業者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(3)土砂等を運搬する業務を行う者の責務

- ・土砂等に係る汚染状況その他の状態を確認し、土地の埋立て等により土壌の汚染及び災害が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(4)事業区域所有者の義務

- ・土地の埋立て等による生活環境への悪影響又は土壌の汚染若しくは災害の発生を防止するため、当該土地の埋立てに同意しようとするときから埋立て等が完了するまで、定期的（2週当たり1回以上）に当該土地の埋立て等の施工の状況を把握しなければならない。
- ・事業区域内の所有する土地について苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- ・当該土地の埋立て等により生活環境への悪影響若しくは土壌の汚染若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該施工者に対し当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

5 許可申請の手続きについて

(1)申請方法

土砂等による土地の埋立て等許可申請書（様式第 2 号）に必要事項を記入し、必要書類を添付して筑西市環境課（スピカ本庁 2 階）へ**毎月 15 日までに**提出してください。**書類に不足、不備等がある場合、申請の受付は一切行いませんので事前に市環境課と協議することをおすすめします。**

提出部数は**正副 2 部**とします。

(2)許可（不許可）の決定

審査には最短でも 1 か月程度を要します。許可の決定が通知されるまで土地の埋立て等を行うことはできませんので、ご注意ください。

6 許可取得後に必要な手続き等について

許可取得後は、標識の掲示、開始届出、土壌調査、帳簿の記載などの手続きが必要になります。

(1) 施工管理者の設置等

事業区域の周辺的生活環境の保全並びに土壌の汚染及び災害の発生の防止のため施工管理者を設置してください。土地の埋立て等において重大な事故が発生したときは、速やかに、当該事故の状況、これに対して行った緊急の措置等の内容について、市長に報告してください。

(2) 標識の掲示等

① 標識の掲示

施工期間中は、「土地の埋立て等に関する標識（様式第11号）」により、事業区域内の見やすい場所に標識を掲示してください。

② 境界の表示

施工期間中は、事業区域と事業区域に隣接する土地の境界を明らかにする表示をしてください。

(3) 土地の埋立て等開始

土地の埋立て等を開始する7日前までに「土地の埋立て等の施工開始届出書（様式第10号）」を提出してください。

(4) 事業内容の変更

① 変更の許可申請

施工許可の内容を変更する場合は「土地の埋立て等の変更許可申請書（様式第14号）」を提出し、市長の許可を受けてください。

② 軽微な変更

事業区域の面積の縮小、用いる土砂等の量の減少、施工期間の短縮をしようとする場合は「土地の埋立て等の変更届出書（様式第15号）」を提出してください。

(5) 事業の廃止、休止、再開

① 事業の廃止、休止

事業を廃止（休止）しようとするときは「土地の埋立て等廃止（休止）届出書（様式第17号）」を提出してください。

土地の埋立て等の廃止時に市職員立会いのもと土壌を採取し土壌検査を行ってく

ださい。なお、検査に掛かる費用は施工者の負担となります。

廃止等の後において、埋立て等による土壌の汚染が無いことを確認するとともに、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止する対策をしてください。条例に規定する事項に適合しない場合は、是正するために必要な措置をとってください。

②事業の再開

休止していた事業を再開しようとするときは「土地の埋立て等再開届出書（様式第18号）」を提出してください。

(6)土砂等の搬入量の報告

事業を開始した日から3か月ごとに「土砂等の搬入量報告書（様式第12号）」を提出してください。

(7)土壌検査等の報告

施工開始日から6か月ごと及び廃止時に市職員立会いのもと土壌を採取し土壌検査を行ってください。なお、検査に掛かる費用は施工者の負担となります。

(8)帳簿の記載等

「土地の埋立て等施工管理台帳（様式第13号）」に以下の事項を記載してください。

- ①施工者の氏名又は名称
- ②事業区域の位置及び面積
- ③帳簿に記録する者の氏名
- ④土砂等の搬入の時刻、搬入する車両の登録番号及び事業区域からの退出の時刻、搬入する事業者等の氏名又は名称並びに搬入する車両の数量及び運転者氏名
- ⑤土地の埋立て等の施工に係る作業の内容
- ⑥天候その他土地の埋立て等の施工に必要な事項

(9)関係書類の閲覧等

関係書類の写しを、当該土地の埋立て等について生活環境の保全又は土壌の汚染若しくは災害の発生の防止上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。以下の書類を事業区域内もしくは最寄りの事業所、事務所内において整備および保管してください。土地の埋立て等の廃止・完了又は許可取り消しの日から5年を経過する日までの保管が必要です。

ア. 土地の埋立て等の施工開始届出書（様式第10号）

イ. 土砂等の搬入量報告書（様式第12号）、土壌調査試料採取報告書

- ウ. 土地の埋立て等施工管理台帳（様式第 1 3 号）
- エ. 土地の埋立て等の変更許可申請書（様式第 1 4 号）、土地の埋立て等の軽微な変更届出書（様式第 1 5 号）
- オ. 土地の埋立て等廃止（休止）届出書（様式第 1 7 号）
- カ. 土地の埋立て等再開届出書（様式第 1 8 号）
- キ. 土地の埋立て等完了届出書（様式第 1 9 号）
- ク. 条例第 2 3 条第 1 項の規定により市長に提出した報告書の写し

7 土地の埋立て等の完了について

土地の埋立て等の完了後は、完了届出、土壌検査などの手続きが必要になります。

(1)土地の埋立て等完了

土地の埋立て等が完了した日から7日以内に「土地の埋立て等完了届出書（様式第19号）」を提出してください。

完了届提出後、当該土地の埋立て等が条例の規定に適合するかを審査します。必要に応じて立入り検査等を行い、審査した結果について条例の規定に適合しないと認めるときは、施工者に対し、期限を定めて必要な措置をとっていただきます。

(2)土壌検査等の報告

土地の埋立て等の完了時に市職員立会いのもと土壌を採取し土壌検査を行ってください。なお、検査に掛かる費用は施工者の負担となります。

申請の際に必要な書類

	No.	添付書類	内 容	備考
必ず必要なもの	1	位置図	1/10,000～1/25,000（土地計画図）に朱書で記入する。	
	2	土地利用状況図	事業区域（朱書）周辺150m以内の土地利用状況図	
	3	登記事項証明書		
	4	不動産登記法の地図	不動産登記法第14条に規定する地図の写し 事業地・隣接地の地番・地目・所有者を記入すること。	
	5	誓約書	①申請者の誓約書（様式第3号）又は事業区域所有者の誓約書（様式第3号の2） ②筑西市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第3号の3）	
	6	申請者の住民票の写し	申請者が法人の場合は、法人登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行されたものに限る。	
	7	申請者の印鑑登録証明書	3ヶ月以内に発行されたものに限る。	
	8	経費等の見積書		
	9	申請者の資力を証する書類		
	10	施工管理者の住民票の写し		
	11	フローシート及び搬入経路図		
	12	発生元に関する書類	①土砂等発生元証明書（様式第4号） ②発生場所の位置図 ③付近状況図 ④現況平面図、写真（用いる土砂等のものも含む）	
	13	予定容量計算書		
	14	土壌の汚染状況についての書類	①事業区域、発生場所の土砂等を採取した地点の位置を示す図面、現場写真 ②事業区域、発生場所の土壌調査試料採取調書（様式第5号） ③事業区域、発生場所の地質分析結果証明書（様式第6号） ※規則に定める計量士が発行したのものに限る。	
	15	事業区域の現況図面等	①現況平面図 ②現況断面図 ③面積計算書	
	16	事業区域の計画図面等	①計画平面図 ②計画断面図 ③雨水排水計画図	
	17	隣地所有者の同意書	様式第1号による	
	18	周辺住民への周知に関する書類	①文書による周知に用いた書類、周知先を記した地図 ②説明会の出席者数、主な発言その他必要事項を記した書類	①、②のどちらか一つでも可
	19	埋蔵文化財の有無に関する回答の写し	市教育委員会文化課が回答したもの	
場合によって必要となるもの	20	土地の使用に係る契約を証する書類	申請者が事業区域所有者でない場合。農地法第5条第1項の許可があれば省略可	要・不要
	21	請負契約書の写し	申請者が他の者に施工を請け負わせる場合	要・不要
	22	擁壁の構造計算書	擁壁を設置する場合	要・不要
	23	他法令に基づく申請を行ったこと または許可を受けたことを証する書類	①農地法に基づくもの（市農業委員会へお問い合わせください）	要・不要
			②森林法に基づくもの（市農政課へお問い合わせください）	要・不要
③道路使用許可書の写し（市道路維持課へお問い合わせください）			要・不要	
④開発行為に係るもの（市宅地開発課へお問い合わせください）			要・不要	

